料　金　表
〔低　　圧〕
(九州エリア)

中 央 電 力 エ ナ ジ ー 株 式 会 社

２０２６年　１１月　１日　　実　施

1　対象となるお客さま

(1)　この料金表〔低圧〕(九州エリア)(以下「この料金表」といいます。)は、当社の電気需給約款〔低圧〕(以下「需給約款」といいます。)にもとづき、契約種別および料金を定めるものです。

(2)　この料金表は、九州エリアのお客さまに適用いたします。

2　季節区分

この料金表における季節区分は、次のとおりといたします。

(1)　夏　季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(2)　その他季

夏季以外の期間をいいます。

3　契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分	契約種別
電灯需要	従量電灯B〔九州〕
	従量電灯C〔九州〕
動力需要	動力プランA〔九州〕

4　従量電灯B〔九州〕

(1)　適用範囲

電灯または小型機器を使用され、託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。

(2)　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

(3)　契約電流

イ　契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。

ロ　当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(4)　料　金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって

算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表６（燃料費等調整）(1)により算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流１０アンペア	４４１円６９銭
契約電流１５アンペア	６６２円５４銭
契約電流２０アンペア	８８３円３８銭
契約電流３０アンペア	１，３２５円０７銭
契約電流４０アンペア	１，７６６円７６銭
契約電流５０アンペア	２，２０８円４５銭
契約電流６０アンペア	２，６５０円１４銭

ロ　電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

第１段	最初の１２０キロワット時までの１キロワット時につき	１８円３３銭
第２段	１２０キロワット時をこえ３００キロワット時までの１キロワット時につき	２３円９３銭
第３段	３００キロワット時をこえる１キロワット時につき	２６円９３銭

ハ　最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その１月の料金は、次の最低月額料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

１契約につき	３９７円５８銭

5　従量電灯Ｃ〔九州〕

(1)　適用範囲

電灯または小型機器を使用され、託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、契約容量が６キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として５０キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。

(2)　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

(3)　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4)　契約容量

契約容量は、次により算定された値といたします。ただし、他の小売電気事業者から当社へ需給契約を切り替える場合は、他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約容量の値を、次により算定された値として取り扱うことがあります。この場合、他の小売電気事業者との間で契約容量の算出の基礎とした負荷設備を、当社との需給契約においても契約負荷設備として取り扱うものといたします。

イ　契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力を基準といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表３（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表４（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の６キロボルトアンペアにつき	９５パーセント
次の１４キロボルトアンペアにつき	８５パーセント
次の３０キロボルトアンペアにつき	７５パーセント
５０キロボルトアンペアをこえる部分につき	６５パーセント

ロ　お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表２（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社および当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5)　料　　金

料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表６（燃料費等調整）(1)により算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	４４１円６９銭

ロ　電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

第１段	最初の１２０キロワット時までの１キロワット時につき	１８円３３銭
第２段	１２０キロワット時をこえ３００キロワット時までの１キロワット時につき	２３円９３銭
第３段	３００キロワット時をこえる１キロワット時につき	２６円９３銭

6　　動力プランＡ〔九州〕

(1)　適用範囲

動力を使用され、託送約款等の動力標準接続送電サービスまたは動力時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、当社との協議が整ったときに適用いたします。

(2)　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

(3)　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4)　契約電力

契約電力は、次により算定された値といたします。ただし、他の小売電気事業者から当社へ需給契約を切り替える場合は、他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電力の値を、次により算定された値として取り扱うことがあります。この場合、他の小売電気事業者との間で契約電力の算出の基礎とした負荷設備を、当社との需給契約においても契約負荷設備として取り扱うものといたします。

イ　契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表３（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(ｲ)の係数を乗じてえた値の合計に(ﾛ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表２（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し、(ﾛ)の係数を乗じないものといたします。

(ｲ) 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の２台の入力につき	１００パーセント
	次の２台の入力につき	９５パーセント
	上記以外のものの入力につき	９０パーセント

(ﾛ) (ｲ)によってえた値の合計のうち

最初の６キロワットにつき	１００パーセント
次の１４キロワットにつき	９０パーセント
次の３０キロワットにつき	８０パーセント
５０キロワットをこえる部分につき	７０パーセント

ロ　お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表２（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社および当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5)　料　　金

料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表６（燃料費等調整）(1)により算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものと

いたします。

イ　基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が０．５キロワットの場合の基本料金は、契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	１，１１３円７６銭

ロ　電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	１７円３８銭	１５円６９銭

(6)　そ の 他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

附　則

1　この料金表の実施期日

この料金表は、２０２６年１１月１日から実施いたします。

2　既存契約に関する経過措置

この料金表の実施日前に、需給約款にもとづく需給契約を締結しているお客さまのうち、当社が需給約款３３（需給契約の変更）(2)にもとづき交付または通知する書面により、この料金表の適用対象として特定するお客さまについては、当社が当該書面により契約内容の変更をお知らせしたうえで、当該書面に定める変更適用日から、この料金表を適用いたします。

3　この料金表の実施日をまたぐ計量期間等に関する経過措置

(1)　この料金表の実施日（以下「実施日」といいます。）をまたぐ計量期間等（以下「経過計量期間等」といいます。）に係る料金は、実施日の前日以前の期間に対応する部分についてはこの料金表の実施日前に適用していた料金表〔低圧〕（九州エリア）（以下「旧料金表」といいます。）を、実施日以降の期間に対応する部分についてはこの料金表を、それぞれ適用して算定した金額の合計といたします。

(2)　経過計量期間等に係る料金は、次のイおよびロにより算定いたします。

イ　基本料金および最低月額料金（従量電灯Ａにおいては最低料金）は、実施日の前日以前の期間と実施日以降の期間の日数に応じて日割りにより算出いたします。この場合の日割りの方法は、別表５（日割計算）の定めを準用いたします。

ロ　電力量料金は、需給約款１８（日割計算）(1)ロの定めに準じ、実施日の前日以前の期間と実施日以降の期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分については日割りにより算出するものとし、この場合の日割りの方法は、別表５（日割計算）の定めを準用いたします。

(3)　再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費等調整額についても、(2)ロに準じて算定するものといたします。

別　表

1　再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第３６条第２項に定める給付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき給付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお知らせいたします。

(2)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の５月の料金に係る計量期間等の始期から翌月の４月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3)　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その１月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第３７条第１項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申し出の５月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の４月の料金に係る計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第３７条第５項または第６項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第３７条第３項第１号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第３７条第３項第２号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。

2　契約容量および契約電力の算定方法

５（従量電灯Ｃ〔九州〕）(4)ロ、６（動力プランＡ〔九州〕）(4)ロの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（１００パーセントといたします。）を乗じます。

(1)　供給電気方式および供給電圧が交流単相２線式標準電圧１００ボルトもしくは２００ボルトまたは交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（ｱﾝﾍﾟｱ）×電圧（ﾎﾞﾙﾄ）× $\frac{1}{1,000}$

なお、交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトの場合の電圧は、２００ボルトといたします。

(2)　供給電気方式および供給電圧が交流３相３線式標準電圧２００ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（ｱﾝﾍﾟｱ）×電圧（ﾎﾞﾙﾄ）×１．７３２× $\frac{1}{1,000}$

3　負荷設備の入力換算容量

(1)　照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ　けい光灯

	換　算　容　量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
高力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×１５０ﾊﾟｰｾﾝﾄ	管灯の定格消費電力（ワット）×１２５ﾊﾟｰｾﾝﾄ
低力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×２００ﾊﾟｰｾﾝﾄ	

ロ　ネオン管灯

２次電圧（ボルト）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
３，０００	３０	８０	３０
６，０００	６０	１５０	６０
９，０００	１００	２２０	１００
１２，０００	１４０	３００	１４０
１５，０００	１８０	３５０	１８０

ハ　スリームラインランプ

管の長さ（ﾐﾘﾒｰﾄﾙ）	換　算　容　量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
９９９以下	４０	４０
１，１４９以下	６０	６０
１，５５６以下	７０	７０
１，７５９以下	８０	８０
２，３６８以下	１００	１００

ニ　水銀灯

出力（ワット）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
４０以下	６０	１３０	５０
６０以下	８０	１７０	７０
８０以下	１００	１９０	９０
１００以下	１５０	２００	１３０
１２５以下	１６０	２９０	１４５
２００以下	２５０	４００	２３０
２５０以下	３００	５００	２７０
３００以下	３５０	５５０	３２５
４００以下	５００	７５０	４３５
７００以下	８００	１，２００	７３５
１，０００以下	１，２００	１，７５０	１，００５

(2)　誘導電動機

イ　単相誘導電動機

(ｲ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は換算率１００．０パーセントを乗じたものといたします。

(ﾛ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力（ワット）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
３５以下	－	１６０	出力（ワット） ×１３３．０ﾊﾟｰｾﾝﾄ
４５以下	－	１８０	
６５以下	－	２３０	
１００以下	２５０	３５０	
２００以下	４００	５５０	
４００以下	６００	８５０	
５５０以下	９００	１，２００	
７５０以下	１，０００	１，４００	

ロ　３相誘導電動機

換　算　容　量（入力［キロワット］）
出力（馬力）　×　９３．３パーセント
出力（キロワット）　×　１２５．０パーセント

(3)　レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が２以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

<table>
<tr><th>装置種別（携帯型および移動型を含みます。）</th><th>最高定格
管 電 圧
（ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ）</th><th>管 電 流
（短時間定格電流）
（ミリアンペア）</th><th>換算容量（入力）
（ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）</th></tr>
<tr><td>治療用装置</td><td></td><td></td><td>定格１次最大入力
（ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）
の値といたします。</td></tr>
<tr><td rowspan="13">診療用装置</td><td rowspan="8">９５ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ
以下</td><td>２０ミリアンペア以下</td><td>１</td></tr>
<tr><td>２０ミリアンペア超過
３０ミリアンペア以下</td><td>１．５</td></tr>
<tr><td>３０ミリアンペア超過
５０ミリアンペア以下</td><td>２</td></tr>
<tr><td>５０ミリアンペア超過
１００ミリアンペア以下</td><td>３</td></tr>
<tr><td>１００ミリアンペア超過
２００ミリアンペア以下</td><td>４</td></tr>
<tr><td>２００ミリアンペア超過
３００ミリアンペア以下</td><td>５</td></tr>
<tr><td>３００ミリアンペア超過
５００ミリアンペア以下</td><td>７．５</td></tr>
<tr><td>５００ミリアンペア超過
１，０００ミリアンペア以下</td><td>１０</td></tr>
<tr><td rowspan="4">９５ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ
超過
１００ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ
以下</td><td>２００ミリアンペア以下</td><td>５</td></tr>
<tr><td>２００ミリアンペア超過
３００ミリアンペア以下</td><td>６</td></tr>
<tr><td>３００ミリアンペア超過
５００ミリアンペア以下</td><td>８</td></tr>
<tr><td>５００ミリアンペア超過
１，０００ミリアンペア以下</td><td>１３．５</td></tr>
<tr><td rowspan="2">１００ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ
超過
１２５ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ
以下</td><td>５００ミリアンペア以下</td><td>９．５</td></tr>
<tr><td>５００ミリアンペア超過
１，０００ミリアンペア以下</td><td>１６</td></tr>
</table>

	１２５キロボルトピーク超過 １５０キロボルトピーク以下	５００ミリアンペア以下	１１
		５００ミリアンペア超過 １，０００ミリアンペア以下	１９．５
蓄電器放電式診察用装置	コンデンサ容量 ０．７５マイクロファラッド以下		１
	０．７５マイクロファラッド超過 １．５マイクロファラッド以下		２
	１．５マイクロファラッド超過 ３マイクロファラッド以下		３

(4)　電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ　日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

入力（キロワット）　＝　最大定格１次入力（キロボルトアンペア）×７０パーセント

ロ　イ以外の場合

入力（キロワット）　＝　実測した１次入力（キロボルトアンペア）×７０パーセント

(5)　その他

イ　(1)、(2)、(3)および(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ　動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて１契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ　予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

4　契約負荷設備の総容量の算定

(1)　差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ　電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ　電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(ｲ)　住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院

１差込口につき　５０ボルトアンペア

(ﾛ)　(ｲ)以外の場合

１差込口につき　１００ボルトアンペア

(2)　契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の１回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。

5　日割計算

(1)　日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ　基本料金または最低月額料金を日割りする場合

$$\text{１月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

ただし、需給約款１７（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦　日　数}}$$

といたします。

ロ　料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(ｲ) 料金適用上の電力量区分を日割りする場合は、次によります。

従量電灯Ｂ〔九州〕または従量電灯Ｃ〔九州〕

$$\text{第１段階料金適用電力量} = \text{１２０キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、第１段階料金適用電力量とは、最初の１２０キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第２段階料金適用電力量} = \text{１８０キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、第２段階料金適用電力量とは、１２０キロワット時をこえ３００キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ﾛ) 需給約款１７（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(ｲ)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦　日　数}}$$

といたします。

(ﾊ) (ｲ)に規定する第１段階料金適用電力量および第２段階料金適用電力量の単位は、１キロワット時とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(2)　電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう計量期間等の日数は、次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

開始日を含む計量期間等の日数といたします。

ロ　需給契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。

(3)　電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

開始日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。

ロ　需給契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。

6　燃料費等調整

(1)　燃料費等調整額は、その１月の使用電力量に燃料費等調整単価を適用して算定いたします。燃料費等調整単価は、７（燃料費調整単価）、８（離島ユニバーサルサービス調整単価）および９（容量拠出金調整単価）の合計といたします。

(2)　当社は、(1)に定める燃料費等調整単価をお知らせいたします。

7　燃料費調整単価

(1)　燃料費調整単価の算定

イ　平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、α、β、γの値は、付表のとおりといたします。

また、平均燃料価格は、１００円単位とし、１００円未満の端数は、１０円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ｲ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が付表の基準燃料価格を下回る場合

$$燃料費調整単価＝\left(付表の基準燃料価格－平均燃料価格\right)\times\frac{付表の基準単価}{1{,}000}$$

(ﾛ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が付表の基準燃料価格を上回る場合

$$燃料費調整単価＝\left(平均燃料価格－付表の基準燃料価格\right)\times\frac{付表の基準単価}{1{,}000}$$

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月３１日までの期間	その年の６月の料金に係る計量期間等
毎年２月１日から４月３０日までの期間	その年の７月の料金に係る計量期間等
毎年３月１日から５月３１日までの期間	その年の８月の料金に係る計量期間等
毎年４月１日から６月３０日までの期間	その年の９月の料金に係る計量期間等
毎年５月１日から７月３１日までの期間	その年の１０月の料金に係る計量期間等
毎年６月１日から８月３１日までの期間	その年の１１月の料金に係る計量期間等
毎年７月１日から９月３０日までの期間	その年の１２月の料金に係る計量期間等
毎年８月１日から１０月３１日までの期間	翌年の１月の料金に係る計量期間等
毎年９月１日から１１月３０日までの期間	翌年の２月の料金に係る計量期間等
毎年１０月１日から１２月３１日までの期間	翌年の３月の料金に係る計量期間等
毎年１１月１日から翌年の１月３１日までの期間	翌年の４月の料金に係る計量期間等
毎年１２月１日から翌年の２月２８日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の２月２９日までの期間）	翌年の５月の料金に係る計量期間等

(2)　基準単価

基準単価は、平均燃料価格が１，０００円変動した場合の値とし、供給電圧ごとに、付表のとお

りといたします。

〔付表〕燃料費調整単価算出の基準値

α、βおよびγの値	基準単価 （１キロワット時につき）	基準燃料価格
α＝０．００５３ β＝０．１８６１ γ＝１．０７５７	１３銭６厘	２７，４００円

８　離島ユニバーサルサービス調整単価

(1)　離島ユニバーサルサービス調整単価の算定

イ　離島平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、α、β、γの値は、付表のとおりといたします。

また、離島平均燃料価格は、１００円単位とし、１００円未満の端数は、１０円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

なお、各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。また、離島平均燃料価格の上限は１１９，０００円といたします。

ロ　離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ｲ)　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が付表の離島基準燃料価格を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$=\left(\text{付表の離島基準燃料価格}-\text{離島平均燃料価格}\right)\times\frac{\text{付表の離島基準単価}}{1{,}000}$$

(ﾛ)　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が付表の離島基準燃料価格を上回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$=\left(\text{離島平均燃料価格}-\text{付表の離島基準燃料価格}\right)\times\frac{\text{付表の離島基準単価}}{1{,}000}$$

ハ　離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス 調整単価適用期間
毎年１月１日から３月３１日までの期間	その年の６月の料金に係る計量期間等
毎年２月１日から４月３０日までの期間	その年の７月の料金に係る計量期間等
毎年３月１日から５月３１日までの期間	その年の８月の料金に係る計量期間等
毎年４月１日から６月３０日までの期間	その年の９月の料金に係る計量期間等
毎年５月１日から７月３１日までの期間	その年の１０月の料金に係る計量期間等
毎年６月１日から８月３１日までの期間	その年の１１月の料金に係る計量期間等
毎年７月１日から９月３０日までの期間	その年の１２月の料金に係る計量期間等
毎年８月１日から１０月３１日までの期間	翌年の１月の料金に係る計量期間等
毎年９月１日から１１月３０日までの期間	翌年の２月の料金に係る計量期間等
毎年１０月１日から１２月３１日までの期間	翌年の３月の料金に係る計量期間等
毎年１１月１日から翌年の１月３１日までの期間	翌年の４月の料金に係る計量期間等
毎年１２月１日から翌年の２月２８日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の２月２９日までの期間)	翌年の５月の料金に係る計量期間等

(2)　離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が１，０００円変動した場合の値とし、供給電圧ごとに、付表のとおりといたします。

〔付表〕離島ユニバーサルサービス調整単価算出の基準値

α、βおよびγの値	基準単価 （１キロワット時につき）	基準燃料価格
α＝１．０００ β＝０．０００ γ＝０．０００	０銭３厘	７９，３００円

9.　容量拠出金調整単価

(1)　当社は、電力広域的運営推進機関より当社に請求される容量拠出金のうち、この料金表適用対象分について、使用電力量の見込みをもとに算定した金額を、１キロワット時あたりの単価（以下「容量拠出金調整単価」といいます。）として設定いたします。なお、容量拠出金調整単価は使用電力量の見込みにもとづき設定するものであり、実績との差額について、精算その他の調整は行いません。

(2)　当社は、(1)に定める容量拠出金調整単価を、事前に当社ホームページなどを通じてお客さまに通知いたします。。